

2-5 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援

2-5-7 奨学金

学生生活において、経済的に修学困難な者や学業優秀者に対する各種奨学金制度があります。説明会の日程などについては、「Universal Passport」にて連絡します。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与します。この奨学金は貸与ですから、返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。

区分	第1種(無利子)	第2種(有利子)
成績基準	1年次生—高等学校の評定平均3.5以上 2年次生以上—所属する学科の上位3分の1以内	出身校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者、他
申込方法	4月中旬の説明会で申込書を配布し提出期限を知らせます。 申込書に収入に関する証明書類などを添えて出願します。	
貸与月額	平成26年度入学生 自宅生 30,000円または54,000円 自宅外生 30,000円または64,000円 から選択	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
平成26年度実績 (H27.5.1現在)	1年31名・2年以上15名(希望者全員)	1年44名・2年以上18名(希望者全員)

- ① 日本学生支援機構奨学生の募集は新入生が主となっており、2年生からは採用人数が減る傾向にあります。そのため、できるだけ1年次から応募するようにしてください。
- ② 上記奨学金に関心がある学生は、4月中旬に開催予定の説明会に出席をしてください。
- ③ 高校時代に日本学生支援機構で貸与を受けていた学生は、入学後すみやかに日本学生支援機構指定の「在学届」を学生課に提出してください。
- ④ 予約採用で既に貸与が決定している学生は、「奨学生採用候補者決定通知」を持参のうえ、4月中旬に開催予定の説明会に出席してください。

上記以外に地方公共団体や民間の諸団体・法人による奨学金制度

これらの奨学金制度についてはその都度掲示でお知らせします。なお、本学を通じて募集がないこともありますので、詳細は各団体に直接問い合わせてみてください。

◆ 国民年金の学生納付特例制度について

国民年金保険料は、20歳以上の者であれば強制的に適用されますが、平成12年4月1日より、学生については、関係機関に届け出ることによって、社会人になってから保険料の納付が猶予されます。

この学生納付特例期間中の傷害や死亡といった不慮の事態には、傷害基礎年金または、遺族基礎年金が満額支給されます。

詳細については最寄りの市町村役場の国民年金担当に問い合わせてください。